

佐賀県規則第5号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(<u>大学院生修学資金の対象者等</u>)</p> <p>第6条</p> <p>条例第4条第2号の規則で定めるものは、総合診療学、内科学、小児科学、外科学、<u>産科学</u>、脳神経外科学、麻酔科学又は救急医学に関する領域を主として研究する者とする。</p> <p><u>2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、一般社団法人日本専門医機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づく研修であって、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第1号から第3号まで、第6号、第8号、第12号、第14号及び第17号に掲げる団体が実施するものとする。</u></p> <p>(借用証書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸与決定者は、第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた</p>	<p>(<u>知事が定める専門研修、修学資金の対象者等</u>)</p> <p>第6条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラム（次項において単に「専門研修プログラム」という。）により行われる研修であって、<u>医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第2号、第3号、第6号、第8号、第12号、第14号及び第17号に掲げる団体が実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第2条第7号の規則で定めるものは、専門研修プログラムにより行われる研修であって、医師法施行規則第19条の2第3号、第8号及び第14号に掲げる団体が実施するものとする。</u></p> <p>3 条例第4条第3号の規則で定めるものは、総合診療学、内科学、小児科学、外科学、<u>産科婦人科学</u>、脳神経外科学、麻酔科学又は救急医学に関する領域を主として研究する者とする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸与決定者は、第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた</p>

改正前	改正後
<p>年度の翌年度から<u>条例第5条第3項</u>に定める貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、知事の定める日までに、大学生及び大学院生にあっては所属する学年を記載した在学証明書を、臨床研修医及び専門研修医にあっては臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>(返還猶予の対象となる医療機関等における業務)</p> <p>第9条 条例第9条第2項第1号及び<u>第2号</u>の規則で定める医療機関等における業務は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム（以下この条、第10条の2及び第10条の3において「キャリア形成プログラム」という。）の適用に同意した者（第10条の2において「キャリア形成プログラム同意医師」という。）が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。</p> <p>(返還免除の対象となる医療機関等における業務)</p> <p>第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等における業務は、キャリア形成プログラム同意医師が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。</p> <p>第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における業務は、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院の総合診療科、内科、小児科、外科、<u>産科</u>、脳神経外科、麻酔科若しくは救急科又は県内の病院若しくは診療所（キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。）の産科における業務とする。</p>	<p>年度の翌年度から<u>条例別表第1</u>に定める貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、知事の定める日までに、大学生及び大学院生にあっては所属する学年を記載した在学証明書を、臨床研修医及び専門研修医にあっては臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面を、<u>留学をしている者</u>にあっては<u>留学をしていることを証する書面</u>を知事に提出しなければならない。ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>(返還猶予の対象となる医療機関等における業務)</p> <p>第9条 条例第9条第2項第1号及び<u>第3号</u>の規則で定める医療機関等における業務は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム（以下この条、第10条の2及び第10条の3において「キャリア形成プログラム」という。）の適用に同意した者（第10条の2において「キャリア形成プログラム同意医師」という。）が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。</p> <p>(返還免除の対象となる医療機関等における業務)</p> <p>第10条の2 条例第10条第1項第1号及び<u>第3号</u>の規則で定める医療機関等における業務は、キャリア形成プログラム同意医師が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。</p> <p>第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における業務は、国立大学法人法<u>（平成15年法律第112号）</u>第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院の総合診療科、内科、小児科、外科、<u>産科婦人科</u>、脳神経外科、麻酔科若しくは救急科又は県内の病院若しくは診療所（キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。）の産科における業務とする。</p>

改正前	改正後
<p>(<u>研修実施病院等</u>)</p> <p>第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、第6条第2項に規定する団体が実施する<u>専門研修プログラムに定められた病院又は診療所（キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。）とする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは返還免除を受けていないもの（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる事情が生じたとき 状況変更届（様式第6号） ア～ウ 略 エ <u>大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。</u> オ 略</p> <p>(3) <u>臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき</u> <u>研修中止等届</u>（様式第7号）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (業務従事期間の計算等)</p> <p>第13条 条例第2条第5号に規定する修学資金等の貸与を受けた期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとする。</p> <p>2 <u>条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は条例第10条第1項</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第11条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは返還免除を受けていないもの（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる事情が生じたとき 状況変更届（様式第6号） ア～ウ 略 エ <u>大学若しくは大学院における修学又は臨床研修、専門研修若しくは留学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。</u> オ 略</p> <p>(3) <u>臨床研修、専門研修又は留学を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき</u> <u>研修・留学中止等届</u>（様式第7号）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (業務従事期間の計算等)</p> <p>第12条 条例別表第2に規定する修学資金等の貸与を受けた期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとする。</p> <p>2 <u>条例第9条第2項第1号から第4号まで又は条例第10条第1項</u></p>

改正前	改正後
<p>各号若しくは第2項に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事した期間を計算する場合には、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しなくなった月において、再び業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、条例第10条第2項の専門研修等を受けた期間を計算する場合について準用する。</p> <p>4 第2項の規定により業務に従事した期間を計算する場合において、出産、育児又は家族の介護その他これに準ずると知事が認める理由により短時間勤務等の勤務形態により勤務（以下この項において「短時間勤務等」という。）をした期間があるときは、当該期間の初めの日の属する月から当該期間の終了の日の属する月までの月数に、当該短時間勤務等をした者に係る当該期間における1週間当たりの所定労働時間をその者に係る短時間勤務等をしなかった場合における1週間当たりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 条例第10条第3項に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。</p>	<p>各号、第2項に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事した期間を計算する場合には、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しなくなった月において、再び業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>条例第9条第3項又は第10条第2項の臨床研修、専門研修等</u>を受けた期間を計算する場合について準用する。</p> <p>4 第2項（<u>前項の規定において準用する場合を含む。</u>）の規定により業務に従事した期間を計算する場合において、出産、育児又は家族の介護その他これに準ずると知事が認める理由により短時間勤務等の勤務形態により勤務（以下この項において「短時間勤務等」という。）をした期間があるときは、当該期間の初めの日の属する月から当該期間の終了の日の属する月までの月数に、当該短時間勤務等をした者に係る当該期間における1週間当たりの所定労働時間をその者に係る短時間勤務等をしなかった場合における1週間当たりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 条例第10条第6項に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。</p>

改正前	改正後
(補則) 第14条 略	(補則) 第13条 略

様式第1号その3を様式第1号その4とし、様式第1号その2を様式第1号その3とし、様式第1号その1の次に次の1様式を加える。

様式第1号その2（第2条関係）

大学生生活資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者（本人）氏名

大学生生活資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		大学名等	大学 学部 学科		
	氏名			所属する学年		
	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	年 月 日から 年 月 日まで		
	現住所及び 電話番号	〒 - 電話番号 ()				
	帰省先住所 及び電話番号	〒 - 電話番号 ()				
連帯保証人	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業	
	氏名					
	現住所及び 電話番号	〒 - 電話番号 ()			続柄	
	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業	
	氏名					
	現住所及び 電話番号	〒 - 電話番号 ()			続柄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 大学の在学証明書
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の知事が定める申請者を除く。）
- 4 その他知事が必要と認めるもの

様式第1号その4の次に次の2様式を加える。

様式第1号その5(第2条関係)

特定診療科専門研修資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人)氏名

特定診療科専門研修資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		主たる研修先の医療機関等の名称及び所在地			
	氏名		研修を受ける診療科			
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	年 月 日から 年 月 日まで		
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()				
	医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	専門研修期間	年 月 日から 年 月 日まで		
連帯保証人	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業	
	氏名					
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()			続柄	
	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業	
氏名						
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()			続柄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 研修実施計画書
- 3 医師免許証の写し
- 4 その他知事が必要と認めるもの

様式第1号その6(第2条関係)

医師留学資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人)氏名

医師留学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		留学受入機関の 名称及び所在地				
	氏名						
	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	年 月 日から	年 月 日まで		
	現住所及び 電話番号	〒 ー 電話番号 ()					
	医籍登録番 号及び登録年 月日	(号) 年 月 日登録	留学期間	年 月 日から	年 月 日まで		
連帯保証人	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業		
	氏名						
	現住所及び 電話番号	〒 ー 電話番号 ()				続柄	
	ふりがな		生年月日	年 月 日	職業		
	氏名						
現住所及び 電話番号	〒 ー 電話番号 ()				続柄		

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 留学受入機関の入学許可証等
- 3 医師免許証の写し
- 4 その他知事が必要と認めるもの

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>（裏面）</p> <p>略</p>	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 留学をしている者にあつては、留学をしていることを証する書面等（当該事項を証する電磁的記録を提供する場合は、これをもって代えることができる。）</u></p> <p>（裏面）</p> <p>略</p>				
<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第2号）</p> </td> </tr> </table>	<p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p>	<p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第2号）</p>	<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第3号）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>県内の医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第2号又は第4号）</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>貸与を廃止された後も引</u></p> </td> </tr> </table>	<p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p>	<p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第3号）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>県内の医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第2号又は第4号）</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>貸与を廃止された後も引</u></p>
<p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p>	<p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第2号）</p>				
<p>猶予を受けようとする理由</p> <p>※ 該当する□にチェックを入れてください。</p>	<p>略</p> <p><input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第3号）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>県内の医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第2号又は第4号）</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>貸与を廃止された後も引</u></p>				

改正前		改正後	
	<input type="checkbox"/> 災害又は疾病のため(条例第9条第2項第3号) <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由のため(条例第9条第2項第3号) (詳細：) <input type="checkbox"/> <u>専門研修プログラム</u> を受けるため(条例第9条第3項)		<u>き続き留学をしているため(条例第9条第2項第5号)</u> <input type="checkbox"/> 災害又は疾病のため(条例第9条第2項第6号) <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由のため(条例第9条第2項第6号) (詳細：) <input type="checkbox"/> <u>専門研修等</u> を受けるため(条例第9条第3項)
略		略	
略		略	
様式第4号(第10条関係)		様式第4号(第10条関係)	
略		略	
業務に従事した医療機関等又は専門研修等を受けた県内の <u>公的医療機関等</u> の名称及びその期間(休職の有無及びその期間を含む。)	略	業務に従事した医療機関等、 <u>臨床研修</u> 又は専門研修等を受けた県内の <u>医療機関等</u> の名称及びその期間(休職の有無及びその期間を含む。)	略
略		略	
注 略		注 略	
添付書類		添付書類	
1 業務に従事した医療機関等又は専門研修等を受けた県内の公		1 業務に従事した医療機関等、 <u>臨床研修</u> 又は専門研修等を受け	

改正前	改正後
<p>的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面 2・3 略 様式第5号（<u>第12条</u>関係） 略 様式第6号（<u>第12条</u>関係） 略</p>	<p>た県内の医療機関等の名称及びその期間を証明する書面 2・3 略 様式第5号（<u>第11条</u>関係） 略 様式第6号（<u>第11条</u>関係） 略</p>

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

研 修 ・ 留 学 中 止 等 届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話番号)
住 所

氏 名

年 月 日付けで次のとおり (研修
留学) を (中止
休止
再開
変更) しました。

研 修 先 又は留学先 受 入 機 関	所 在 地	
	名 称	
変 更 前 の 研修先又は留 学 受 入 機 関	所 在 地	
	名 称	

変更後の研修又は 留学期間	年 月 日から 年 月 日まで
当初計画の研修又は 留学期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 研修先又は留学先の医療機関等の名称及びその期間を証明する書類（再開又は変更の場合に限る。）

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第 8 号 (第12条関係) 略	様式第 8 号 (第11条関係) 略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。